

アドプト・プログラム ルールブック



アドプト・ロード



アドプト・リバー

2024年11月

みんなが主役だから、みんなで育てる、
わたしたちの“まち”

アドプト・プログラムって
どんなプログラム？

府民の皆さんに公共スペースの清掃
などの美化活動を通じて、地域に愛着
を持っていただくため、行政が活動を
支援するプログラムです。

- ＊ 成り立ち・経緯_P.1
- ＊ アドプト・プログラムの種類_P.1

アドプト・プログラムは
どうやって始められるの？

活動したい場所を所管する大阪府の
土木事務所等にご連絡いただき、「参加
しようとする団体・市町村・大阪府」
で協定を締結した後、活動がスタート
します。

- ＊ 参加方法と仕組み_P.2
- ＊ アドプト・プログラムにおける役割_P.3

アドプト・プログラムに
参加するとどうなるの？

サインボードの設置や清掃道具の提供、保険への
加入といった大阪府の支援を受けることができます。
清掃などの美化活動はルールとマナーを守ってい
ただき、気持ち良く行ってください。
もし、活動の継続が困難となった場合には、活動の
休止や終了することもできます。

- ＊ 活動における大阪府の役割_P.3
- ＊ マナーとルール_P.4
- ＊ 活動の休止・終了について_P.4

成り立ち・経緯

アドプト・プログラムは、1985年頃、アメリカのテキサス州交通局が始めた「アドプト・ア・ハイウェイ・プログラム」が原形です。当時、ハイウェイの散乱ゴミの清掃を行っていた州の交通局が市民に呼びかけ、市民グループや企業の賛同を得て活動が始まりました。



日本でも環境に対する意識が高まる中で、1999年に香川県の善通寺市で「アダプション・プログラム」が導入され、現在では全国各地でアドプト・プログラムが導入されています。



大阪府では、2000年に「アドプト・ロード・たかはま」がアドプト第1号としてスタートし、その後2001年にはアドプト・リバーがスタートしました。



プログラムの開始から20年以上が経過し、アドプトを取り巻く環境の変化を踏まえて、大阪府では、これまでの振り返りや今後の方向性の整理を行い、このルールブックを取りまとめました。



アドプト・プログラムの種類

アドプト・ロード

- ・活動回数は月1回程度
- ・活動場所は大阪府が管理する歩道、植樹帯、橋梁、歩道橋
- ・活動内容は清掃などの美化活動



アドプト・リバー

- ・活動回数は年3回程度
- ・活動場所は大阪府が管理する河川区域
- ・活動内容は清掃などの美化活動



参加方法と仕組み

参加 申込書の 提出

参加しようとする団体は、美化活動の実施場所を所管する大阪府の土木事務所等（連絡先は最終面に掲載）に相談のうえ、参加申込書を提出してください。（申込内容に変更があった場合は、申込まれた土木事務所等へ連絡をお願いします。）

協定の 締結

参加しようとする団体・市町村・大阪府（土木事務所等）で協定を締結します。協定には、「目的・美化活動の実施場所・活動内容・それぞれの役割分担・活動中の安全事項・協定の解除」等を定めます。

認定証 の交付

美化活動の実施場所を所管する土木事務所等は参加団体に対し、アドプト参加団体としての認定証を交付します。

清掃道具 の提供と サインボード の設置

土木事務所等が参加団体に清掃道具の提供を行い、美化活動の実施場所にサインボードを設置します。

大阪府内のさまざまなところで、
たくさんの方が活動しています！

活動の
スタート！



アドプト・プログラムにおける役割

参加団体・市町村・大阪府、それぞれの役割分担は次のとおりです。

参加団体

- ＊ 定められた場所での清掃などの美化活動※
- ＊ 活動に必要な道具の管理と保管
- ＊ 活動内容の大阪府への報告
・実施日、参加人数

※草花を植える場合は、協定書に定める実施計画書に記載する必要があります。
植えていただいた草花は道路、河川の一部となり、大阪府が施設を維持管理
するうえで支障となる場合は撤去することがあります。

大阪府

- ＊ 清掃道具の提供
- ＊ サインボードの設置
- ＊ ボランティア保険の加入

市町村

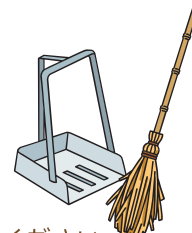
- ＊ 活動で集めたごみの適正な処理



活動における大阪府の役割

清掃道具の提供

- ＊ ゴミ袋、軍手、火ばさみ、土のう袋、竹ぼうき、ちりとり、ほうき、くまで
※事務所の在庫状況によっては、提供できない物品があります。
- ＊ 草刈り機の貸し出しはありません。
ただし、参加団体が用意した草刈り機を使用する場合は、安全に十分留意して使用してください。
- ＊ アドプト・ロードでは、歩行者や車が往来する道路で活動していただくため、草刈り機の使用はできません。



サインボードの設置

- ＊ 美化活動の実施場所及び美化活動を行う団体を示すためのサインボードを設置します。
- ＊ サインボードの記載内容は原則として、「大阪府アドプト・ロード（又はリバー）・〇〇〇」とし、〇〇〇には活動場所の路線名・河川名・地名等を記載します。記載内容は、参加団体と協議のうえ決定します。
- ＊ 設置数については、ロードについては1箇所、リバーについては起終点の2箇所を原則とし、活動延長が長い場合等は、適宜、設置します。



ボランティア保険の加入

- ＊ 活動に必要なボランティア保険には大阪府で加入します。ただし、既に他のボランティア保険に加入している場合はそちらを優先してください。
- ＊ 大阪府が加入する保険の内容は、次の2種類です。
 - ① 活動参加者自身の傷害保険
 - ② 活動参加者が第三者に損害を与えた場合の賠償責任保険

マナーとルール

公共スペースで活動する際は、関係法令を遵守するとともに、お互いの立場と意見を尊重しあい、参加団体の皆さんが、安全で気持ち良く活動を継続できるよう、次のマナーやルールを守りましょう。

安全に活動するためのマナー

■みんなが安全に活動するためのルール■

- ＊ 公共スペースは多くの人々が利用する場所です。参加団体の皆さんが、安全に楽しく活動することはもちろんですが、他の利用者の通行や利用の妨げにならないように配慮しましょう。
- ＊ 活動で使用する道具類には、使い方によって危険なものもあります。取扱いには十分注意しましょう。
- ＊ 事故等が発生した場合は、警察や消防への連絡とともに、土木事務所等又は市町村へも連絡をお願いします。

守るべきルール

■活動に際してやってはいけないこと■

- ＊ 場所やものを私物化することや、個人の楽しみや利益を優先すること
- ＊ 個人や活動団体のものを常時設置すること
- ＊ 企業等の宣伝看板や広告を設置・掲示すること
- ＊ 土地や管理施設の形状を変更すること
- ＊ 植樹や野菜・果物を栽培すること
- ＊ アドプト・ロードで草刈り機を使用すること



活動の休止・終了について

アドプト・プログラムは、公共スペースをきれいにしたいと思われる方々の自主的な活動で誰からも強制されるものではありません。活動の継続が難しいとお考えの場合は、遠慮することなく活動を休止、終了することができます。

活動の休止について

- ＊ 活動の継続が一時的に困難となった時は、所管する土木事務所等へ休止届を提出してください。
- ＊ 休止できる期間は1年単位で最長2年とします。
- ＊ 休止期間中は、土木事務所等から清掃道具の提供やボランティア保険の加入等の支援はありません。
- ＊ 活動を再開する場合は、土木事務所等に連絡をお願いします。

活動の終了について

- ＊ 活動の継続が困難となった時は、協定を解除し活動を終了することができます。
- ＊ 協定を解除する場合は、所管する土木事務所等へ協定解除届を提出してください。
- ＊ 休止期間が2年を超える場合、公序良俗に反する活動を行っている場合、その行為が大きく社会の関心を集め府民に不安を与える事象となっている場合や守るべきルールに違反した場合等は、土木事務所等の所長が協定を解除します。
- ＊ 協定を解除した時は、土木事務所等の所長が、参加団体と関係市町村へ協定を解除した旨の通知を行い、サインボードを撤去します。



所管する土木事務所等



■ お問い合わせは、活動場所を所管する土木事務所等までお願いします。



アドプト・ロード

道路室 道路環境課 環境整備グループ

大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館4階 06-6941-0351(代表)



アドプト・リバー

河川室 河川環境課 管理グループ

大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館4階 06-6941-0351(代表)

豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町にある 大阪府の管理する道路・河川	池田土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 池田市城南1丁目1-1豊能府民センタービル内 072-752-4111 (代表)
吹田市・高槻市・茨木市・摂津市・島本町にある 大阪府の管理する道路・河川	茨木土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 茨木市中穂積1丁目3-43三島府民センタービル内 072-627-1121 (代表)
枚方市・交野市・寝屋川市・守口市・門真市 四條畷市・大東市にある大阪府の管理する道路・河川	枚方土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 枚方市岡東町19-1ステーションヒル枚方オフィスB6階 072-844-1331 (代表)
東大阪市・八尾市・柏原市にある 大阪府の管理する道路・河川	八尾土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 八尾市荘内町2丁目1-36中河内府民センタービル内 072-994-1515 (代表)
富田林市・河内長野市・藤井寺市・松原市 羽曳野市・大阪狭山市・太子町・河南町 千早赤阪村にある大阪府の管理する道路・河川	富田林土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 富田林市寿町2丁目6-1南河内府民センタービル内 0721-25-1131 (代表)
堺市・泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町にある 大阪府の管理する道路・河川	鳳土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 堺市西区鳳東町4丁目390-1 泉北府民センタービル内 072-273-0123 (代表)
岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市 熊取町・田尻町・岬町にある 大阪府の管理する道路・河川	岸和田土木事務所 維持保全課 環境整備グループ 岸和田市野田町3丁目13-2泉南府民センタービル内 072-439-3601 (代表)
正蓮寺川・六軒家川・土佐堀川・木津川 旧淀川〔堂島川・安治川・大川〕・尻無川・神崎川 中島川・西島川・左門殿川の大阪府の管理する区間	西大阪治水事務所 維持管理課 河川管理グループ 大阪市西区江之子島2丁目1-64 06-6541-7771 (代表)
寝屋川・第二寝屋川・恩智川・古川 平野川・平野川分水路の大阪府の管理する区間	寝屋川水系改修工営所 維持管理課 河川管理グループ 大阪市城東区東中浜4丁目6-35 06-6962-7661 (代表)



大阪府

都市整備部 事業調整室 事業企画課 維持・技術支援グループ
大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館4階 06-6941-0351(代表)